

第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～を 変更したことについて（要旨の公表）

県は、障害者基本法第11条第2項の規定により策定した「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成24年6月26日に変更したので、同条第9項において準用する同条第8項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 変更計画の概要について

- (1) 障害者自立支援法の規定に基づき平成24年3月26日に策定した沖縄県障害福祉計画（第3期）との整合性を確保するための数値目標等の変更であること。
（備考）前回変更に係る目標数値は、8目標、20項目、82分類
今回変更に係る目標数値は、8目標、20項目、93分類
※追加16分類、削除5分類、最終的に11分類の増
- (2) 計画の基本理念や施策体系について変更するものではないこと。
- (3) 制度の改正や法改正等があったことに伴い、計画内容が変更後の制度等に適合しない部分については、所要の見直しを行うこと。

2 変更後の計画（全文）及びその縦覧措置について

- (1) 変更後の計画 別添のとおり
- (2) 変更に係る変更箇所対照表 別紙（新旧対照表）のとおり
- (3) 変更後の計画を県庁2階行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報センターにおいて県民の閲覧に供するほか、インターネットの県ホームページで公表し、広く県民に周知することとしています。